

業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

インバウンド向け羽田乗継観光周遊促進事業実施委託業務

2 目的

庄内地域が世界に誇る地域資源（風景、歴史、食、精神性など）を発信することにより、旅行者のニーズに対応した「滞在・交流型観光」を促進し、訪日旅行者のリピーター創出及び関係人口の拡大を図る。

3 本業務のターゲット

メインターゲットは、以下の2点を踏まえて、富裕層、食・文化・アドベンチャートラベル層とする。対象国は2か国とする。

- (1) 令和6年9月、「観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地」に、庄内地域の出羽三山など山形エリアの「雄大な自然と山岳信仰に由来する固有の精神文化」が選定されたこと。
- (2) 令和7年10月、米有力旅行メディア「ナショナルジオグラフィック」で2026年に行くべき世界の旅行先25選に、山形県が日本で唯一選出されたこと。

4 委託業務の内容

(1) 企画・実施

受託者は、本業務に関する企画、実施、進行管理、事業報告、調整等に係る一切の業務を行うものとする。

(2) コンテンツ紹介ページの制作、情報発信

ア 受託者は、訪日旅行者向けの専用ホームページに、ターゲットに訴求する観光コンテンツを掲載し、庄内地域の魅力を発信すること。

イ 発信ページから航空券の予約に繋がる導線を確保すること。

(3) インフルエンサーの招請、情報発信

ア 招請人数・回数・時期

- ・招請人数：2名
- ・招請回数：各1回以上
- ・招請時期：令和8年7月又は8月頃（予定）

（最終日程は委託者と協議のうえ確定）

イ 招請日数

2泊3日

ウ 招請行程

原則として受託者が行程案を作成すること。ターゲットの特性や旅行嗜好等を踏まえ、委託者と協議のうえ最終行程を決定する。

エ インフルエンサー選定基準（要件）

招請するインフルエンサーは、次の条件を満たすものとする。

- ① 発信媒体のフォロワー数合計が、およそ 20 万人以上であること。
- ② フォロワー層が本事業のターゲットと合致していること
- ③ ターゲットへ影響力のあるインフルエンサーであること。
- ④ 取材後適切な時期に情報発信できること。
- ⑤ 過去自治体等で観光関連の情報発信実績があること。

オ 発信方法、時期

主要発信媒体は、Instagram とし、発信形式は原則として動画とする。

発信時期は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

カ 発信内容

庄内地域の認知拡大だけでなく、視聴者に興味関心を持たせ、来訪意欲の喚起、「滞在・交流型観光」への誘導に繋がる発信となるよう創意工夫し、次のポイントを踏まえること。

- ・ 羽田空港から乗り継いで庄内空港にアクセスする動線を明示すること（乗継のしやすさの提示等を含む）。
- ・ 単なる観光スポットの紹介に留まらず、ターゲットに訴求する体験や観光コンテンツを紹介すること。
- ・ 宿泊施設についても観光資源の一部として扱い、魅力的に伝えること。

キ 各種手配

- ① インフルエンサーの招請に係る移動を手配すること。
- ② アクティビティ体験中の事故をはじめ、招請行程中に生じる怪我や物損等についての被招請者の個人責任の範囲について、被招請者に対しあらかじめ同意を得ること。

ク 各種調整

- ① 被招請者との連絡調整は、受託者が行うこと。
- ② 取材・撮影に当たって必要な機材は、被招請者又は受託者が用意すること。

ケ KPI

	被招請者A	被招請者B
投稿動画数	2本以上	2本以上
リーチ数	計 150,000 回以上	計 150,000 回以上
動画再生数	計 120,000 回以上	計 120,000 回以上
投稿に対する反応数	計 400 件以上	計 400 件以上

(4) 二次利用

本事業で発信した素材を当協議会が国内外に紹介する目的で二次利用する場合は、受託者と協議の上、決定する。

(5) 委託契約の経費の範囲

原則として本業務に必要な全ての費用を受託者が負担する。

ただし、ファムトリップに同行する委託者側関係者の宿泊、食事、施設、体験コンテンツ等に係る費用は、契約金額に含まれず委託者の負担とする。

5 成果物の提出

(1) 提出期限・方法

ア 本業務の実施内容、発信結果、課題、提言等を整理した事業報告書を令和9年2月15日(月)までに提出すること。

イ アに関わらず、各発信を実施後概ね6週間以内を目処に、各内容、成果を記載したレポートを簡潔に作成して委託者に提出すること。

※ 様式は任意とするが、A4判とし、キャプチャー画面等、視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせ、簡潔明瞭にまとめること。

※ 提出は、メール等によりデータにて提出すること。

(2) 提出場所

庄内空港利用振興協議会（山形県庄内総合支庁連携支援室内）

6 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）

7 その他

(1) 業務遂行にあたり疑義等が生じた場合、受託者は、速やかに委託者に確認すること。

(2) 発信に係る各種権利に関する確認や登録商標に関する確認（権利侵害の有無等）は、受託者が行うこと。

(3) 仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者が協議の上、決定すること。